

愛知県公共交通協議会設置規約

(名称)

第1条 この協議会は、愛知県公共交通協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、愛知県地域公共交通計画（以下、「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行い、愛知県内の公共交通の活性化及び確保を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 公共交通の確保・維持・改善に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、別表1の委員により組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- 2 会長は愛知県都市・交通局長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長が指名する。
- 5 副会長は、協議会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、本条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、議題に応じて、関係する委員のみを招集して行うことができる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席するときは代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、資料の提出を依頼することができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

8 会議は、軽微な事案又は緊急を要する事案、その他会長が認めるときは書面による開催とすることができる。

9 前項により書面による開催とするときは、第4項の規定は適用しない。

(バス対策部会)

第7条 協議会にバス対策部会を置く。

2 バス対策部会は、別表2の委員により組織する。

3 バス対策部会は、次に掲げる協議を行う。

(1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）（以下「施行規則」という。）第15条の4第2号の地域協議会として、道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「運送法」という。）の規定に基づく路線の休止又は廃止に関すること。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の協議会として、国要綱の規定に基づくことのうち、運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客運送事業に関すること。

4 前項第1号の協議の申し出は、原則として路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休廃止の予定の6月前までの国への届出に先立って、会長に行う。

なお、公共交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、当該事業者は会長への申し出以前に愛知県都市・交通局交通対策課及び関係市町村に対して積極的な情報提供を行うこととする。

5 バス対策部会にバス対策部会長を置く。

6 バス対策部会長は、愛知県都市・交通局交通対策課長をもってあてる。

7 バス対策部会の会議（以下、本条において「会議」という。）は、必要に応じバス対策部会長が招集する。

8 会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 委員は、都合により会議を欠席するときは代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

10 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 バス対策部会長は、バス対策部会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

12 バス対策部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議に招集することができる。

13 バス対策部会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーに対して資料の提出を依頼することができる。

14 オブザーバーは協議には加わるが議決には加わらない。

15 バス対策部会の協議は、会長の同意を得て協議会の協議とみなす。

16 会議は、議題に応じて、関係する委員のみを招集して行うことができる。

17 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

18 会議は、軽微な事案又は緊急を要する事案、その他バス対策部会長が認めるときは書面による開催とすることができる。

19 前項により書面による開催とするときは、第9項の規定は適用しない。

(作業部会)

第8条 協議会は、協議を円滑に行うために、作業部会を設置することができる。

2 作業部会に必要な事項は、会長が別に定める。

(小部会)

第9条 バス対策部会は、地域の生活交通のあり方を協議するために、小部会を設置することができる。

2 施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議（一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。）又は活性化再生法第6条に規定する協議会が設置された場合は、バス対策部会の小部会とみなす。

3 前項において小部会とみなす場合の協議事項は、第7条第3項第1号に係る事項とする。

4 前項の協議事項については、小部会の協議結果をもってバス対策部会の承認とみなす。

5 前項の場合において、小部会の主宰者は、その協議結果を速やかに会長に報告する。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、愛知県都市・交通局交通対策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局長は、愛知県都市・交通局交通対策課長をもってあてる。

5 事務局員は、事務局長の指名した者をもってあてる。

6 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会、バス対策部会及び作業部会（以下「協議会等」という。）の会議に関すること。

(2) 協議会等の資料作成に関すること。

(3) その他、会務に関すること。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年1月20日から施行する。

<別表 1>

愛知県公共交通協議会

愛知県公共交通協議会の委員は、会長が指名した学識経験者及び下記団体の代表者、又は代表者が指名した者とする。

① 関係地方運輸局・地方公共団体

- ・ 中部運輸局交通政策部
- ・ 中部運輸局愛知運輸支局
- ・ 愛知県都市・交通局
- ・ 県内市町村

② 公共交通事業者

- ・ 県内で旅客鉄道路線を運行する事業者
- ・ 愛知県バス協会及び県内で地域間幹線系統の運営主体となる事業者
- ・ 愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会
- ・ 東海北陸旅客船協会

③ 道路管理者

- ・ 中部地方整備局名古屋国道事務所
- ・ 愛知県建設局道路維持課

④ 港湾管理者

- ・ 愛知県都市・交通局港湾課

⑤ 公安委員会

- ・ 愛知県警察本部

⑥ 利用者

- ・ 愛知県商工会議所連合会
- ・ 愛知消費者協会

⑦ 学識経験者

⑧ その他

- ・ 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室
- ・ 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

＜別表２＞

バス対策部会

バス対策部会は、協議会の委員のうち、下記団体の代表者、又は代表者が指名した者をもって構成する。

- ① 都道府県
 - ・ 愛知県都市・交通局交通対策課
- ② 関係市町村
 - ・ 地域間幹線系統の沿線市町村
- ③ 関係地方運輸局
 - ・ 中部運輸局愛知運輸支局
- ④ 公共交通事業者
 - ・ 地域間幹線系統の運営主体となる運行事業者

バス対策部会のオブザーバーは、下記団体の代表者、又は代表者が指名した者とする。

- ① 公共交通事業者
 - ・ 地域間幹線系統の運行事業者
- ② その他、バス対策部会長が認めた者